

だい しょう けいかく さくてい 第 1 章 計画の策定にあたって

1 さくてい しゅし 策定の趣旨

さっぽろし げんざい きょうせいしゃかい じつげん きほんりねん
札幌市では、現在、「共生社会の実現」を基本理念とする「さっぽろ障がい者プラン
2018」（以下、「プラン」という。）に基づき、障がい者計画によって施策の方向性を
さだめるとともに、障がい福祉計画（第 5 期）及び障がい児福祉計画（第 1 期）によ
り障がい福祉サービス等の提供体制の確保を図っているところです。

ぶらん さくていご くに おいては、しゃかい ばりあ（社会的障壁）の除去に向けた取組が
すいしん しょう かの ある かの しゃかいさん か そくしん しょうがいしゃぶんかげいじゅつ
推進されるとともに、障がいのある方の社会参加の促進のため、障害者文化芸術
かつどうすいしんほう だくしよ ばりあ ふりーほう しこう
活動推進法や読書バリアフリー法が施行されました。また、障がいのある方が自ら
のぞ せいかつ ちいさ いとな せいかつ しゅうろう かん しえん じゅうじつ たようか
の望む生活が地域で営めるよう、生活と就労に関する支援の充実や多様化する
に ーず に きめ かくく たいおう ための しえん かくじゅうとう さーびす しつ かくほおよ こうじょう
ニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を
はか かんきょうせいび すず しょう かの ある かの とりま かんきょう へんか
図るための環境整備も進められるなど、障がいのある方を取り巻く環境は変化し
つづ けています。

けいかくきかん しゅうりょう ともな さくせい さっぽろししょう ふくしけいかく だい き およ さっぽろししょう
計画期間の終了に伴い作成する札幌市障がい福祉計画（第 6 期）及び札幌市障
がい児福祉計画（第 2 期）においては、こうした社会背景や国の計画に示される新た
なほうこうせい たいおう こんご さっぽろし しょう ふくし さーびす とう さら じゅうじつ はか
な方向性に対応し、今後の札幌市における障がい福祉サービス等の更なる充実を図
ってまいります。

2 さくてい こんきよ 策定の根拠

さっぽろししょう ふくしけいかく だい き およ さっぽろししょう じふくしけいかく だい き
札幌市障がい福祉計画（第 6 期）及び札幌市障がい児福祉計画（第 2 期）は、
しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ い か しょうがいしゃ
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者
そうごうしえんほう だい じょうだい こう およ じどうふくしほう だい じょう だい こう もと
総合支援法」という。）（第 88 条 第 1 項）及び児童福祉法（第 33 条の 20 第 1 項）に基
づき さくてい しちょうそんしょうがい じ ふくしけいかく
づき策定する「市町村障害（児）福祉計画」です。

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「国の基本指針」という。)では、市町村が、令和3年度から令和5年度までの「市町村障害(児)福祉計画」の作成に当たって即すべき事項が定められています。

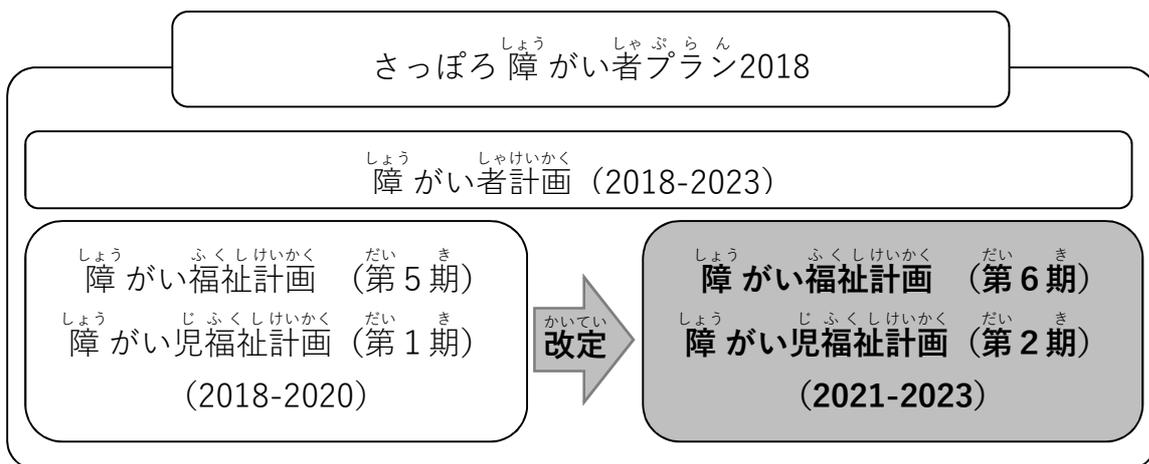
3 計画期間

2021年度(令和3年度)から2023年度(令和5年度)までの3年間とします。

4 計画の位置づけ

札幌市の障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等に係る提供体制の確保等を総合的かつ計画的に進めるための計画です。2018年(平成30年)3月に策定した障がい者計画¹とともに、さっぽろ障がい者プラン2018を構成しています。

【図1】計画の構成



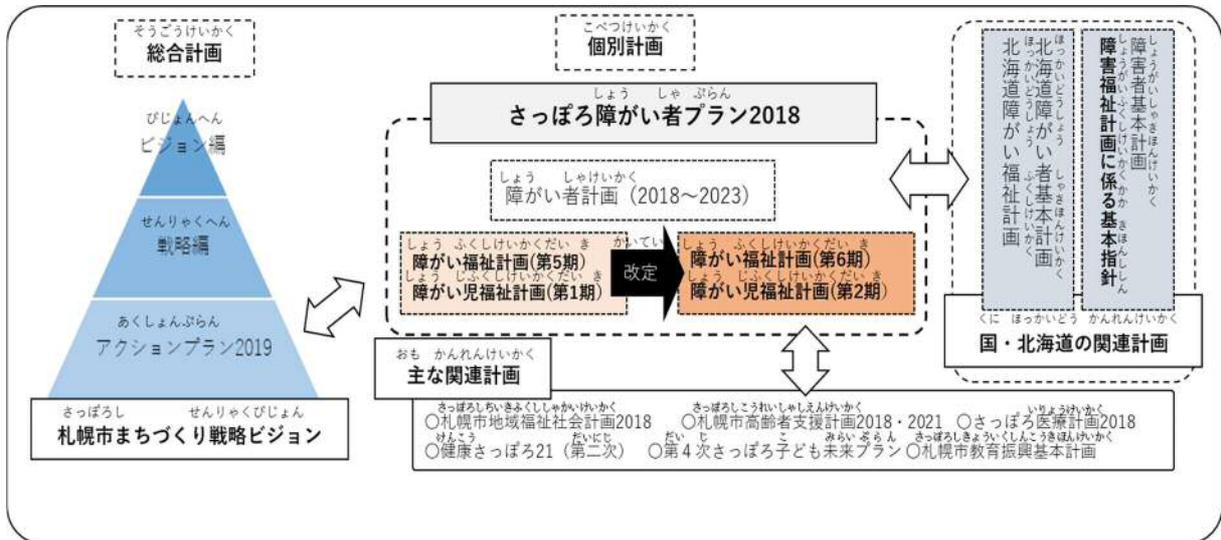
¹ 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」。札幌市の障がい福祉に関する基本的な施策を定めている。

5 さっぽろ障がい者プラン2018の概要

(1) プランの位置づけ

札幌市のまちづくりの基本指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とする障がい福祉施策に関する部門別計画。国・北海道・札幌市が定める関連計画と整合を図り策定しています。

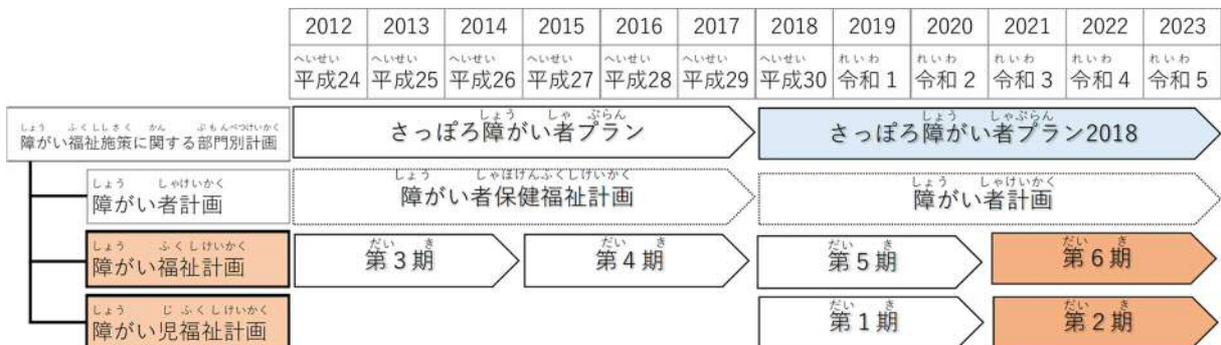
【図2】他計画との関係イメージ



(2) プランの計画期間

2018年度（平成30年度）から2023年度（令和5年度）までの6年間

【図3】計画期間



(3) プランに関連する主な計画

しょうしこうれいか かつかぞくか しんこうとう ちいきしゃかい と ま かんきょう おお か
少子高齢化や核家族化の進行等、地域社会を取り巻く環境は大きく変わり、
しみん たよう に ー ず ふくぎつか かだい たい ほうかつき たいおう もと
市民の多様なニーズや複雑化した課題に対し包括的な対応が求められています。
ほけん ふくしかんけい かくけいかく さくてい すいしん あ かくけいかく せいか しひょう しんちよく
保健福祉関係の各計画の策定や推進に当たっては、各計画の成果指標や進捗
じょうきょう きょうゆう きょうぎ しさく てんかい さっぽろしほけんふくししさく
状況を共有・協議しながら施策を展開するとともに、「札幌市保健福祉施策
そうごうすいしんほんぶ² いったいてき けんとう ちょうせい
総合推進本部²」にて一体的に検討・調整することとしています。

■札幌市地域福祉社会計画2018

はばひろ しみん しゅたいてき さんか じぎょうしゃ ぎょうせいとう きょうどう ちいきふくし かんれん
幅広い市民の主体的な参加と、事業者、行政等の協働により、地域福祉に関連する
とりくみ すす ささ あ す な ちいき あんしん く つづ
取組を進めることで、「みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けら
れるまちさっぽろ」を実現することを目的として策定したものです。

■札幌市高齢者支援計画2018・2021

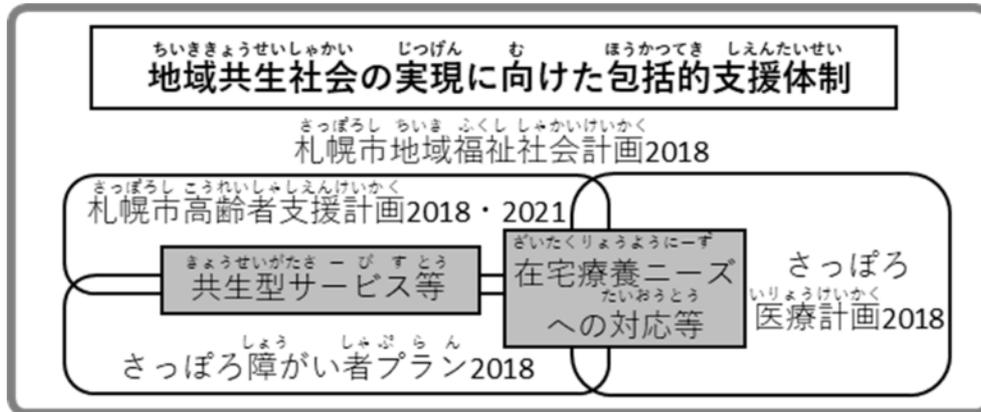
ようかいごじょうたい す な ちいき じぶん く じんせい さいご つづ
要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続け
ることができるよう、地域包括ケア体制の深化に向けた取組を定める「高齢者保健
ふくしけいかく かいごほけんじぎょうけいかく いったいてき さくてい ねん ねんかん
福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。2021年から3年間
けいかく きかん さっぽろしこうれいしゃしえんけいかく あら さくてい
を計画期間とする札幌市高齢者支援計画2021を新たに策定しました。

■さっぽろ医療計画2018

しみん しょうがい とお けんこう あんしん く しゃかい じつげん む ざいたくいりょうたいせい
市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向け、在宅医療体制の
きょうか いりょう かん てきせつ じょうほうていきょう おこな いりょう ほけん しす て む かくりつ きほん
強化や医療に関する適切な情報提供を行うなど医療・保健システムの確立を基本
りねん さくてい
理念として策定したものです。

² 札幌市における保健福祉施策を総合的かつ効果的に推進するために、札幌市内部に設けられた
いんかい
委員会。

【図 4】 3 計画との関係イメージ



【障害者基本法による“障害者”の定義】

障害者基本法第 2 条で“障害者”は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。

2013年（平成25年）4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等を追加し、障がい福祉サービス等の対象としました。

(4) プランの体系

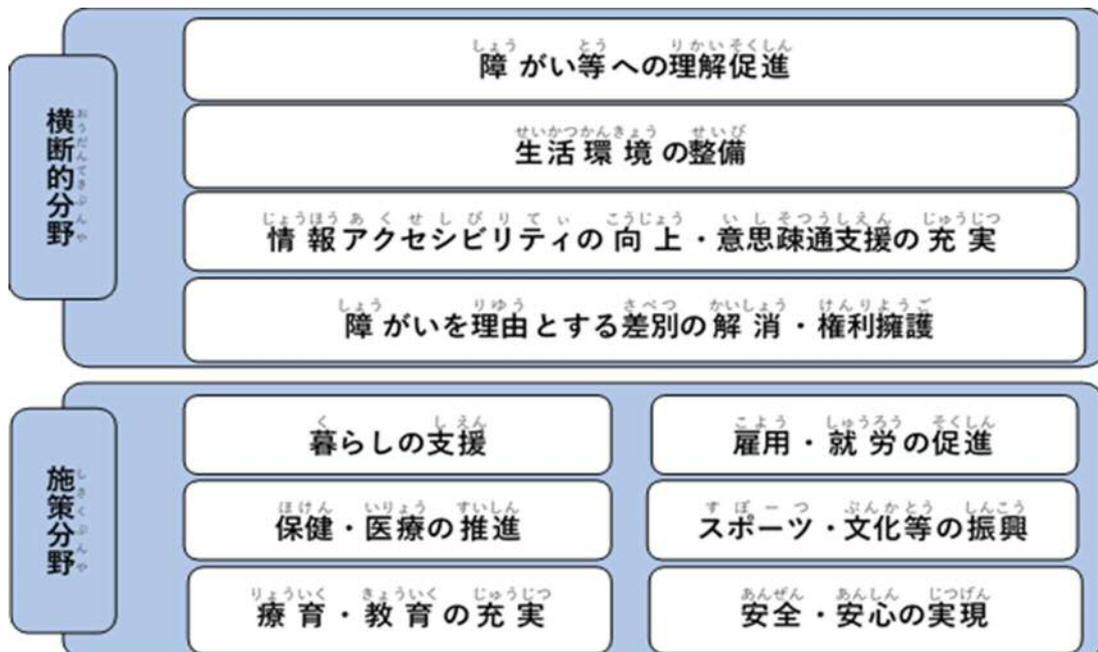
■ 基本理念

障がいのある人もない人も、その命の尊厳が当然に保障され、市民誰もが互いに
人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

■ 計画目標

- 1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 3 施設、病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービス提供基盤
の一層の充実
- 4 市民、事業者、行政などの連携強化による地域の福祉力の向上
- 5 障がいのある子どもへの支援
- 6 障がいを理由とする差別の解消

■ 施策 (※ 障がい者計画)



ぶんや きほんしさく しょう しゃけいかく
■分野ごとの基本施策（※障がい者計画）

おうだんてきぶんや しょう どう りかいそくしん
【横断的分野1 障がい等への理解促進】

きほんほうしん 基本方針	
きほんほうしん 基本方針 1	しょう ひと ひと しみんだれ たが じんかく こせい そんちょう 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重 しさえ合う「共生社会」の理念の普及を図ります。
きほんほうしん 基本方針 2	しみん きぎょう じしゅてき ふくしかつどう しえん りかいそくしん はか 市民や企業の自主的な福祉活動を支援し、理解促進を図ります。
きほんしさく 基本施策	
きほんしさく 基本施策 1	けいはつ こうほうかつどう ふくしきょういく すいしん 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
きほんしさく 基本施策 2	こうきょうさーび すじゅうじしゃ きぎょう がっこう たい りかいそくしん 公共サービス従事者、企業、学校などに対する理解促進
きほんしさく 基本施策 3	ぼらんてい あかつどう しゃかいこうけんかつどう しえん ボランティア活動・社会貢献活動への支援

おうだんてきぶんや せいかつかんきょう せいび
【横断的分野2 生活環境の整備】

きほんほうしん 基本方針	
きほんほうしん 基本方針 1	すべ しみん あんしん かいてき く すず 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。
きほんしさく 基本施策	
きほんしさく 基本施策 1	ばりあふりー もと すいしん バリアフリーに基づくまちづくりの推進
きほんしさく 基本施策 2	す かくほ 住まいの確保

おうだんてきぶんや じょうほうあくせしびりてい こうじょう いしそつうしえん じゅうじつ
【横断的分野 3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実】

きほんほうしん 基本方針	
きほんほうしん 基本方針 1	しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りかい りょう そくしん 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解と利用を促進 し、しょう ひと じょうほう しゅとく こみゆにけーしょん 障がいのある人が情報を取得したり、コミュニケーションしや かんきょう すず すい環境づくりを進めます。
きほんほうしん 基本方針 2	しょう ひと じょうほうつうしんぎじゅつ りょうおよ かつよう きかい かくだい ほか 障がいのある人の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図 り、じょうほうあくせしびりてい こうじょう 情報アクセシビリティの向上につなげます。
きほんしさく 基本施策	
きほんしさく 基本施策 1	しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りかいそくしん 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進
きほんしさく 基本施策 2	しょう とくせい おう こみゆにけーしょんしゅだん りょうそくしん 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
きほんしさく 基本施策 3	しょう はいりよ しせいじょうほう ていきょう 障がいに配慮した市政情報の提供
きほんしさく 基本施策 4	じょうほうつうしんぎじゅつ じょうほうあくせしびりてい こうじょう 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

おうだんてきぶんや しょう りゆう さべつ かいしょう けんりようご
【横断的分野 4 障がいを理由とする差別の解消・権利擁護】

きほんほうしん 基本方針	
きほんほうしん 基本方針 1	しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと しょう りゆう さべつ かいしょうおよ 障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消及び ごうりてきはいりよ ていきょう すいしん と く 合理的配慮の提供の推進に取り組みます。
きほんほうしん 基本方針 2	しょうがいしゃぎやくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう もと しょう しゃぎやくたい ぼうしとう しょう (障害者虐待防止法)」に基づく障がい者虐待の防止等、障がい ひと けんりようご すず のある人の権利擁護を進めます。
きほんしさく 基本施策	
きほんしさく 基本施策 1	しょう りゆう さべつ かいしょう すいしん 障がいを理由とする差別の解消の推進
きほんしさく 基本施策 2	ぎょうせいさーびすとう ごうりてきはいりよ ていきょうおよ ごうりてきはいりよ う 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けや かんきょう せいび すくする環境の整備
きほんしさく 基本施策 3	けんりようごとう すいしん 権利擁護等の推進
きほんしさく 基本施策 4	しょう じ しゃぎやくたいぼうし すいしん 障がい児・者虐待防止の推進

しさをぶんや
【施策分野 1 暮らしの支援】

きほんほうしん 基本方針	
きほんほうしん 基本方針 1	しょう がいのあるひと じこけつてい じこせんたく そんちよう ここ に ー ず たいおう しえんたいせい せいび さーびす ていきょうきばん いっそう じゅうじつ ほか 障 がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに 対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤の一層の充実を図 ります。
きほんほうしん 基本方針 2	しょう がいのあるひと ちいき あんしん く かんけい きかん じぎょうしゃ ぼらんてい あとう ちいき しゃかいしげん かつよう 機関、事業者、ボランティア等の地域の社会資源の活用により、 ライフステージに応じた切れ目のない相談支援・サービス提供体制 の充実を図ります。
きほんしさをく 基本施策	
きほんしさをく 基本施策 1	ここに ー ず たいおう しえんたいせい さーびす ていきょうきばん せいび 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
きほんしさをく 基本施策 2	しせつにゆうしよしゃ せいしんかびょういんにゆういんかんじゃ ちいきせいかつ いこうすいしん 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
きほんしさをく 基本施策 3	ふくしやうぐ ぶきゅうそくしん りやうしえん 福祉用具などの普及促進・利用支援
きほんしさをく 基本施策 4	ちいきふくし にな じんざいいくせい かくほ 地域福祉を担う人材育成・確保

しさをぶんや
【施策分野 2 保健・医療の推進】

きほんほうしん 基本方針	
きほんほうしん 基本方針 1	けんこう かくしゅけんさ かん ふきゅう けいはつ すいしん しょう げんいん 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障 がいの原因と なる疾病の予防や、障 がいの早期発見に努め、適切な支援につなげま す。
きほんほうしん 基本方針 2	なんびょうかんじゃ ふく しょう ひと たい ほけん いりやう さーびす じゅうじつ ほか ちいきせいかつ しえん 難病患者を含む障 がいのある人に対する保健・医療サービスの 充実を図り、地域生活を支援します。
きほんしさをく 基本施策	
きほんしさをく 基本施策 1	しょう がい げんいん しっぺい よぼうたいさく しょう そうきはっけん すいしん 障 がいの原因となる疾病の予防対策や、障 がいの早期発見の推進
きほんしさをく 基本施策 2	しょう がい たい てきせつ ほけん いりやう さーびす じゅうじつ 障 がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
きほんしさをく 基本施策 3	せいしんほけん いりやう じゅうじつ 精神保健・医療の充実
きほんしさをく 基本施策 4	なんびょう かん ほけん いりやうしさをく すいしん 難病に関する保健・医療施策の推進

しきくぶんや
【施策分野 3 療育・教育の充実】

きほんほうしん 基本方針	
きほんほうしん 基本方針 1	ぼ し ほけん りょういく ほいく きょういく ふくし いりょう しゅうろうとう かんけいきかん れんけい 母子保健、療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係機関の連携 のもと、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の充実を図り ます。
きほんほうしん 基本方針 2	しょう こ しょう じょうきょう おう てきせつ しえん 障がいのある子どもが、その障がいの状況に応じた適切な支援を 受けながら、社会から孤立することなく、社会の一員として包み支え 合い、障がいのない子どもとともに、住み慣れた地域で安心して成長 していける環境づくりを推進します。
きほんしきく 基本施策	
きほんしきく 基本施策 1	らい ふ す て ー じ おう しえんたいせい じゅうじつ ライフステージに応じた支援体制の充実
きほんしきく 基本施策 2	りょういく じゅうじつ 療育の充実
きほんしきく 基本施策 3	がっこうきょういく じゅうじつ 学校教育の充実
きほんしきく 基本施策 4	せいじんき いこうしえん 成人期への移行支援

しきくぶんや
【施策分野 4 雇用・就労の促進】

きほんほうしん 基本方針	
きほんほうしん 基本方針 1	しょう ひと あ しゅうろうしえん こよう ふくし きょういくとう 障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・福祉・教育等 の関係機関と連携して取り組み、支援の充実・強化を図ります。
きほんほうしん 基本方針 2	しょう ひと いっぱんしゅうろう いこう すいしん こよう ていちゃく はか 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の定着を図るほ か、福祉的就労への支援を充実し、工賃水準の向上を図ります。
きほんしきく 基本施策	
きほんしきく 基本施策 1	こ こ に ー ず たいおう しゅうろうそうだんしえんたいせい じゅうじつ 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
きほんしきく 基本施策 2	こよう ぼ かくじゅう いっぱんしゅうろう ふくしてきしゅうろう 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）
きほんしきく 基本施策 3	しょう ひと いっぱんしゅうろう すいしん 障がいのある人の一般就労の推進
きほんしきく 基本施策 4	ふくしてきしゅうろう こうちんこうじょう 福祉的就労における工賃向上

しきくぶんや
【施策分野 5 スポーツ・文化等の振興】

きほんほうしん 基本方針	
きほんほうしん 基本方針 1	すぽーつ ぶんかげいじゆつかつどうとう つう しょう ひと しょう スポーツや文化芸術活動等を通じて、障がいのある人と障がいの ひと こうりゆう きかい ていきよう しょう ひと たい りかい ない人との交流の機会を提供し、障がいのある人に対する理解 そくしん はか 促進を図ります。
きほんほうしん 基本方針 2	しょう しゃすぽーつ しょう しゃ ぶんかげいじゆつかつどう しえん しょう 障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、障がいの ひと たいりよく ぞうきよう こうりゆう よか じゅうじつ はか ころゆた ある人の体力の増強や交流、余暇の充実を図ることで、心豊かな ちいせいかつ しえん 地域生活を支援します。
きほんしきく 基本施策	
きほんしきく 基本施策 1	すぽーつ ぶんかげいじゆつかつどう しょうがいがくしゅうかつどう たい しえん スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

しきくぶんや
【施策分野 6 安全・安心の実現】

きほんほうしん 基本方針	
きほんほうしん 基本方針 1	しょう ひと ちいき あんぜん あんしん せいかつ 障がいのある人が地域で安全・安心に生活することができるよう、 ぼうさいたいさく さいがいじ ようはいりよしゃたいさく すいしん 防災対策や災害時における要配慮者対策を推進します。
きほんほうしん 基本方針 2	しょう ひと ちいき こりつ ちいき きょうじょ じゅうそうてき 障がいのある人が地域で孤立しないよう、地域の共助による重層的 みまも たいせい こうちく な見守り体制を構築します。
きほんしきく 基本施策	
きほんしきく 基本施策 1	さいがい ゆき つよ すいしん 災害や雪に強いまちづくりの推進
きほんしきく 基本施策 2	さいがいじ たいおうりょく こうじょう 災害時における対応力の向上
きほんしきく 基本施策 3	ちいき みまも かつどう すいしん 地域における見守り活動の推進
きほんしきく 基本施策 4	しょうひしゃひがい ぼうし 消費者被害の防止

えすでいじーず じぞくかのう かいほつもくひょう かんけいせい
【SDGs（持続可能な開発目標）との関係性】

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs〔エス・ディー・ジーズ〕）」とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（no one will be left behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組む普遍的なものであり、日本においても積極的に取り組んでいます。

札幌市においては、2018年（平成30年）6月に「SDGs 未来都市」に選定されたほか、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019をはじめとした各種計画へSDGsの視点を反映するなど、SDGsの達成に向け積極的に取り組んでいます。

本計画においても、札幌市の障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等に係る提供体制の確保等を総合的かつ計画的に進めることで、17のゴールのうち「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」の達成につなげていきます。

ほんけいかく め ぎ えすでいじーず ごーる
【本計画が目指すSDGsのゴール】

